

野々市市商業施設等バリアフリー化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者及び障害者をはじめ全ての人が商業施設等を安全かつ円滑に利用できるようにするため、商業施設等を整備する者に対し、整備に要する費用の一部を補助することに関し、野々市市補助金交付事務取扱規則（昭和56年野々市町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者 商品の販売又は役務の提供等の事業を行う法人又は個人をいう。
- (2) 公益的施設 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（平成9年石川県条例第5号。以下「条例」という。）第2条第3号及び石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則（平成9年石川県規則第50号。以下「規則」という。）第2条に規定する施設（規則別表第1の1建築物の表に掲げる建築物に限る。）をいう。
- (3) 適合証 条例第26条第1項に規定する適合証であつて、平成31年4月1日以後に交付を受けたものをいう。
- (4) 新築等 新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定が適用されるものをいう。
- (5) 整備基準 条例第22条第1項及び規則第5条に規定する整備基準（規則別表第2の1建築物に係る整備基準に限る。）をいう。
- (6) 新築等整備事業 整備基準を遵守して新築等を行う整備事業で、適合証の交付を受けることができるものをいう。
- (7) 改修整備事業 整備基準に適合させるために行う一体的な整備事業（前号に該当するものを除く。）で、適合証の交付を受けることができるものをいう。

(補助対象施設等)

第3条 補助の対象となる商業施設等（以下「対象施設」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民間事業者が所有し、又は管理する公益的施設（商品の販売又は役務の提供等を行う用途に供するものに限る。）であつて、野々市市内に所在し、かつ適合証の交付を受けたもの。
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律

第91号) 第14条の規定の適用を受けないもの。

2 この要綱による補助金の交付は、同一の対象施設について1回に限るものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する民間事業者とする。

(1) 対象施設について新築等整備事業又は改修整備事業を実施した者

(2) 市税を滞納していない者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において算定するものとし、補助対象整備事業、補助対象工事費、補助率及び補助限度額は次の表のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

補助対象整備事業	補助対象工事費	補助率	補助限度額
新築等整備事業	新築等整備事業に係る工事費 (土地取得費及び造成費を除く。)に5分の1を乗じた額	20分の1	150万円
改修整備事業	改修整備事業に係る工事費 (土地取得費及び造成費を除く。)	20分の1	50万円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、適合証の交付を受けた後、速やかに野々市市商業施設等バリアフリー化支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 条例第26条第2項の規定により交付された適合証の写し(原本を提示)

(2) 規則第7条第1項に規定する添付書類の写し

(3) 関係図面(案内図、配置図、平面図及び断面図)

(4) 新築等整備事業又は改修整備事業に係る工事請負契約書の写し

(5) 新築等整備事業又は改修整備事業に係る工事内容内訳書(補助対象工事費以外を含む場合にあっては、その区別ができるようにしたもの。)

(6) 新築等整備事業又は改修整備事業に係る工事代金の領収書の写し

(7) 対象施設の所有者が確認できる書類

(8) 申請者が法人である場合は、商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本

(9) 野々市市商業施設等バリアフリー化支援補助金交付申請同意書(別記様式第2号)(申請者が対象施設の所有者と異なる場合に限る。)

(10) 申請者の市税の滞納がない旨を証明する書類

(11) 新築等整備事業の場合は、法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規

定により交付された検査済証の写し又は法第87条第1項において読み替えて準用する法第7条第1項の規定による届出書の写し

(12) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは野々市市商業施設等バリアフリー化支援補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、不交付を決定したときは野々市市商業施設等バリアフリー化支援補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知する。

3 市長は、第1項の審査を適正に行うため必要と認めるときは、対象施設の状況について現地で調査するものとし、申請者はこれに協力しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条第1項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を当該決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）へ交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第9条 市長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、野々市市商業施設等バリアフリー化支援補助金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により補助事業者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付決定を取り消された者に対し、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(維持管理)

第10条 補助事業者は、この要綱による補助金の交付を受けた施設について、適切に維持管理を行うものとする。

(状況報告)

第11条 市長は、補助事業者に対し、この要綱による補助金の交付を受けた施設の維持管理状況の報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。